

諮問（不）第 41 号
答申（不）第 41 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 4 月 19 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当でなく、以下に掲げる文書に記載された個人情報を開示請求に係る保有個人情報として新たに特定し、開示、不開示の決定をすべきである。

<文書名>

令和 5 年 4 月 19 日付け〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇保有個人情報部分開示決定通知書で開示した「経過記録」の別添資料

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人である請求人は、令和 4 年 2 月 20 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 2 項の規定により、「〇〇年〇月の娘 A について児童相談所に連絡が入ってから〇〇年〇月の現在に至るまでの娘 A についての全記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対して、条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 19 日付けで、条例第 14 条第 1 号及び第 5 号に該当するとして本件処分を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の内容

請求人は、令和 5 年 5 月 24 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分に記載の開示しない部分の内、請求人の娘の

状況を記載した部分についての開示を求める」というものである。

なお、「娘の状況」については、以下の注書が記載されている。

(注1)「B」からの通報により、児童相談所職員が同施設へ出向き、一時保護時点での娘の状況及び「C」での一時保護委託中における娘の状況状況とは；(泣きじゃくっていたのか？眠っていたのか？起きていたのか？いつどの程度○○○○○○○なのか？○○○○○○○○○たのか？○○○○○は？その他体調は？)等を意味する。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によると、概ね次のとおりである。

本件処分は、不当である。

- (1) 今回、開示を求める部分については、条例第14条第5号に規定する県の機関(等)の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは到底考えられないこと。(県職員等の本件に対する処置行動内容を確認するものではない)
- (2) 請求人(母)の娘(○○○)の一時保護の経緯については、(中略)となり、一時保護となったのが、実情である。
- (3) 請求人は、親として、娘の一時保護時及び一時保護預かり中の娘の状況(様子)を知る権利があるものと主張する。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び口頭説明によると、概ね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

- (1) 条例第14条第1号

ア 条例第14条第1号について

本条例第14条第1号は開示することにより、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものについて、不開示情報と定めたものである。

イ 条例第14条第1号の該当性について

対象公文書を見分すると、児童相談所職員の名前が記載されている。条例第14条第1号ただし書きの規定により公務員氏名は原則開示とされるが、開示することにより個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合については、非開示とされている。児童相談所職員の名前が開示されることとなれば、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、不開示が妥当である。

- (2) 条例第14条第5号

ア 条例第14条第5号について

本条例第14条第5号は開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては不開示情報と定めたものである。

イ 条例第14条第5号の該当性について

対象公文書を見分すると、関係機関との連絡・連携・協議の内容、Dでの評価・援助方針に関する情報が記載されている。これらの情報は、条例第14条第5号の行政運営情報に該当すると認められる。当該部分が開示されることとなれば、相談者が閲覧することを意識し、職員が率直な記録を躊躇すること、相談者本人の評価や援助方針が開示されることで職員との信頼関係が損なわれること、今後の相談・援助内容の決定に利害関係者等の介入を招くことなど、相談・援助業務に実質的な支障を及ぼし、結果として、児童や保護者等に不利益を生じさせるおそれがあるため、条例第14条第5号に該当すると判断したものであり、不開示は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

前記第3の2(1)について、請求人は、「B」からの通告により、児童相談所職員が同施設へ出向き、一時保護時点での娘の状況及び、「C」での一時保護委託中における娘の状況について、条例第14条第5号に規定する県の機関(等)の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは到底考えられない。よって、審査請求書の趣旨に記載の公文書の開示を求める旨主張する。

しかしながら、前記1で述べたとおり、当該部分が開示されることとなれば、相談者が閲覧することを意識し、職員が率直な記録を躊躇すること、相談者本人の評価や援助方針が開示されることで職員との信頼関係が損なわれること、今後の相談・援助内容の決定に利害関係者等の介入を招くことなど、相談・援助業務に実質的な支障を及ぼし、結果として、児童や保護者等に不利益を生じさせるおそれがある。また、児童相談所職員は公務員であるが、職務の性質上、児童相談所職員の名前が開示されることとなれば、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、不開示が妥当である。

一時保護及び一時保護委託中の児童の調査・面接記録については、処分庁は直接、生活支援をおこなっておらず、また、調査・面接記録は必要に応じて作成されており、そのすべてについて作成されているわけではない。不開示とした部分には、請求人が審査請求の趣旨に記載する開示を求める情報は含まれておらず、これらを記載した文書は作成されていないため、不存在である。

請求人が主張する前記第3の2(2)、(3)については、文書開示の判断に影響を及ぼすものではない。

したがって、請求人の主張は当たらない。

3 結論

以上のとおり、審査請求の趣旨及び理由に関する請求人の主張には当たらず、原

処分は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった保有個人情報並びに請求人及び実施機関の主張を踏まえ、本件処分の妥当性について審査した結果、次のように判断する。

1 本件審査請求の対象について

請求人が本件審査請求により開示を求めている部分は、前記第3の1のとおり、「B」からの通報により、児童相談所職員が同施設へ出向き、一時保護時点での娘の状況及び「C」での一時保護委託中における娘の状況（泣きじゃくっていたのか？眠っていたのか？起きていたのか？いつどの程度〇〇〇〇〇〇〇のか？〇〇〇〇〇〇〇〇たのか？〇〇〇〇〇〇は？その他体調は？等）（以下「本件情報」という。）である。

これに対して実施機関は、前記第4のとおり、不開示とした部分は条例第14条第1号及び第5号に該当すると判断したものであり不開示は妥当であること、また、不開示とした部分には、請求人が開示を求める本件情報は含まれておらず、これらを記載した文書は作成されていないため不存在であると主張している。

そこで、当審査会は、実施機関が条例第14条第1号及び第5号に該当するとして不開示とした部分に、請求人が求める本件情報の記載がないか確認する。

2 本件情報に係る保有個人情報の特定について

実施機関は、「〇〇年〇月の娘Aについて児童相談所に連絡が入ってから〇〇年〇月の現在に至るまでの娘Aについての全記録」という内容の本件開示請求に対し、「経過記録（娘のAの一時預かりから現在に至るまでの全記録）」（以下「本件対象文書」という。）を特定している。

当審査会において、本件対象文書について見分したところ、実施機関が不開示とした部分について、本件情報に当たる記述は確認できなかった。しかしながら、実施機関が不開示とした中に「別添」という記述があり、当該別添資料についても見分を行ったところ、その一部に本件情報に該当すると思われる記載が確認された。これは、本件開示請求の趣旨にかなう保有個人情報であると認めることができる。そうすると、実施機関が行った対象文書の特定は不十分であったと言わざるを得ない。

したがって、当該別添資料について対象文書として特定の上、開示、不開示の決定をすべきである。

3 結論

以上のことから、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和5年9月27日	実施機関から諮問書を受理
令和5年10月25日	審査会（審査）
令和5年12月21日	審査会（審査）
令和6年1月30日	審査会（審査）
令和6年3月21日	審査会（審査）
令和6年3月29日	答申

※長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）附則第2条第2項及び第5条による。

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
福崎 龍馬	弁護士	現会長 令和5年10月31日就任
武藤 智浩	弁護士	前会長 令和5年10月30日退任
池内 愛	弁護士	
浦川 末子	学識経験者	令和5年10月30日退任
尾崎 友哉	長崎大学情報データ科学部教授	
松崎 なつめ	長崎県立大学副学長	